

# 残留検だより



第17号

発行日：2022年1月1日

発行：JA全農 営農・技術センター 残留農薬検査室

〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡 4-18-1

電話：0463-22-1902

メール：zz\_zk\_zanken@zennoh.or.jp



## いちからわかる 残留農薬講座（その6）

### 農薬取締法と農薬使用基準について（その2）

今回も「農薬取締法」について、解説します。

前回紹介したとおり、農薬のラベルには、その農薬が使用できる農作物の種類、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数などの使用基準が表示されています。農薬をラベル通り使用することによって、残留農薬基準を超過しないようになっています。この使用基準について、詳しく見ていきましょう。

表：農薬使用基準の概要

農作物の種類	ラベルに記載のある作物以外使用不可
希釈倍数	倍数の最低限度より濃い濃度で使用不可
使用量	単位面積当たり使用量以上での使用不可
使用時期	ラベルに記載のある時期以外での使用不可
使用回数	基準の回数を超過しての農薬の使用不可

#### 1. 農作物の種類

農薬のラベルに使用基準が記載されている作物以外のものを使用することはできません。農薬登録上、作物名は細かく区分されており、例えば「トマト」と「ミニトマト」は別の作物となります。果実の大きさが異なると、農薬の付着量が異なってくるためです（直径 3cm 未満がミニトマト）。また、「えんどうまめ」と「さやえんどう」は、収穫する部位・時期が異なるため、やはり農薬登録上は別の作物となります。

その他、作物の大きさや形状、収穫部位や用途により、「レタス」と「リーフレタス」、「ねぎ」と「わけぎ」、「たまねぎ」と「葉たまねぎ」、「観賞用のきく」と「食用きく」など、別の作物として扱われる組み合わせが多数ありますので、注意が必要です。

なお、農薬登録に関する適用作物名については、下記のサイトを参照ください。

<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281.pdf>

#### 2. 希釈倍数

農薬取締法では、水に希釈して使用する農薬を使用基準より濃い濃度で使用することを禁止しています。濃度が濃いほど残留量が多くなり、残留基準値を超える恐れがあるからです。例えば、2000 倍に希釈して使用する農薬を、1000 倍や 500 倍で使用することはできません。

農薬によっては、対象病害虫によって希釈倍率が異なる場

合があります。濃度が濃いほど病害虫への効果が高くなるため、特に防除が困難な病害虫の場合は、適用内容の最も濃い濃度で使用すると効果が高まります。ただ、濃い濃度で使用すると防除コストが高くなりますので、対象病害虫とコストを考慮の上、適切な濃度で農薬を使用することが重要です。

#### 3. 使用量

農薬によっては、単位面積当たりの使用量が定められているものがあります。例えば、10a（アール）当たり 3kg 使用する農薬を、4kg、5kg など多く使用することにより、作物への残留量が多くなるため、このような使用はできません。

#### 4. 使用時期

農薬を使用する時期も農薬取締法で定められています。特に重要なのが収穫前使用日数です。農薬は散布後、時間とともに残留量が減少するため、収穫時には残留基準値を下回るように使用時期を設定する必要があります。このため、多くの農薬には「収穫〇日前まで使用可」ということがラベルに記載されています。例えば収穫 7 日前まで使用できる農薬を、収穫の 6 日前、5 日前などに使用することはできません。

#### 5. 使用回数

「使用回数」とは、作物の種をまいてから収穫が終わるまでに農薬を使用できる回数のことです。果樹やお茶など、収穫時期が複数になる作物の場合は、収穫が終了してから次の収穫が終了するまでの間に使用できる回数になります。

いちごの農薬の使用回数は、親株からランナーを切り離れた時点でリセットされます。また、いらなど地上部を切り取り、一斉に収穫することで収穫が完全に終了する作物の場合は、収穫時に農薬の使用回数がリセットされます。

使用回数については、農薬の種類ごとに定められているほか、成分ごとの使用回数も守る必要があります。例えば、マンゼブという成分を含む農薬は、ペンコゼブ水和剤、ジマンダイセン水和剤、リドミルゴールド MZ などがありますが、きゅうりにはマンゼブを含む農薬を 2 回まで使用できるようになっています。このため、きゅうりにペンコゼブ水和剤を 2 回使用すると、すでにマンゼブを 2 回使用したことになるため、同じマンゼブを含むジマンダイセン水和剤やリドミルゴールド MZ を使用することはできなくなります。

なお、農薬使用基準について疑問点がある場合は、都道府県の指導担当部署（病害虫防除所など）に相談いただくよう、お願いいたします。